

よくあるお問い合わせ

1.交付対象について

質問	回答
Q1.令和8年2月1日時点で開設していれば、支援金を申請できるのか（支援金の交付対象となるのか）。	令和8年2月1日以前に開設していたとしても、同日時点で受領委任の承認など要件を満たしていない場合は申請できません（交付対象外となります）。
Q2.なぜ助産所、施術所、歯科技工所を対象としているのか。	国の「医療・介護支援パッケージ」の対象外とされており、大阪府は光熱費や食料材料費に対する支援を行うことから、国・府の支援対象外となった助産所、施術所、歯科技工所の医療材料費等への支援を行うためです。
Q3.休止中の施設は支給対象となるのか。	令和8年2月1日時点で同日時点で受領委任の承認など要件を満たしていたとしても、申請時において休止中である場合は申請できません。
Q4.主たる事務所が大阪市内にある法人等が運営する施設はすべて交付対象としてよいのか。	本事業は、大阪市独自の事業であり、大阪市内に所在する施設のみを交付対象としていますので、市外に所在する施設の申請はできません。なお、法人の所在地が大阪市内外であっても施設が大阪市内に所在していれば交付対象となります。
Q5.同様の趣旨の給付金を他団体（国、都道府県等）から受けている、又は今後受ける予定であるが、本支援金の申請をすることはできるか。	他団体からの同趣旨の給付金を受けている、又は今後受ける予定であっても、本支援金を申請（受給）することができます。ただし、本支援金を受給した場合に、他の給付金を受けることが可能かどうかについては、他の給付金の支給要件等をご確認ください。

2.交付対象について（2）

質問	回答
Q1.同一施設であって、あん摩マッサージ指圧師・はり・きゅう施術所であり、柔道整復施術所である場合は、重複申請できるのか。	同一施設である場合は、一つの施術所とみなしますので、重複申請できません。いずれか一方の施術所で1件の申請としてください。
Q2.施術所の開設者であり、出張施術業務者としても届出している場合は、重複申請できるのか。	同一住所である場合は、一つの施術所とみなしますので、重複申請できません。施術所の所在地と出張施術業務者の届出住所が異なる場合は、別の施術所とみなしますので、要件等を満たしていればそれぞれの施術所で申請が可能です。
Q3.受給した支援金の用途に制限はあるか。	本支援金は、物価高騰に係る医療機関等の負担軽減を目的としていますが、支援金の用途に制限はありません。 支援金の交付をもって手続きは完了しますので、報告書等の提出も必要ありません。

3.申請手続について

質問	回答
Q1.申請はどのようにするのか。	大阪市行政オンラインシステムにて行っていただくことを原則としていますが、オンライン申請が困難な場合は、紙申請が可能です。オンライン申請については、施設区分や申請方法によって、入力フォーム等が異なりますのでご注意ください。
Q2.紙申請用の申請書様式はどうしたら入手できるのか。	ホームページ「【紙申請の方はこちら】大阪市物価高騰対応支援金の申請について」に掲載している様式をダウンロードしてください。 ダウンロードができない場合は、お手数ですが、110円切手を貼付した返信用封筒を下記宛先までお送りください。 〒545-0051大阪市阿倍野区旭町1丁目2番7-1000号あべのメディックス10階 「大阪市保健所保健医療対策課（物価高騰対策）」宛て ※書類のお届け先が分かるよう、ご担当者の方の所属（施設名）・お名前・ご住所・お電話番号を記載してください。 ※郵送には相当の日数を要しますので、余裕をもって、申請受付終了の2週間前までを目途にお送りいただきますようお願いいたします。 ※紙申請の場合、大阪市行政オンラインシステムによる申請に比べ審査に時間を要し、支援金の支給が遅れる場合があります。あらかじめご了承ください。
Q3.同一法人で複数の施設を開設している場合でも、施設単位で申請しなければならないのか。	施設単位での申請をお願いします。なお、ひとつのアカウントで複数施設の申請が可能です。 例えば、A法人がB施設とC施設を運営している場合、アカウントはA法人で登録いただき、そのアカウントからB施設とC施設分をそれぞれ申請してください。

Q4.登録記号番号がわからない。	<p>【助産所】 出産育児一時金等の直接支払制度の取扱いをしていない場合は、該当するコードはありません。</p> <p>【あん摩マッサージ指圧師・はり・きゅう施術所】 受領委任の取扱いの承諾通知書の10桁の施術管理者の登録記号番号です。</p> <p>【柔道整復施術所】 受領委任の取扱いの登録通知書の「協」又は「契」+ 9桁の施術管理者の登録記号番号です。</p> <p>※オンライン申請の場合は、記号(漢字)とハイフン(-)を除いた数字のみを入力してください。</p> <p>【歯科技工所】 該当するコードはありません。</p>
Q5.申請に必要な書類はあるか。	<p>本支援金は、物価高騰に係る医療関係施設等の負担軽減を目的としていますが、物価高騰の影響を証明する書類等は必要ありません。通帳の写しなど振込口座情報（金融機関名・支店名、預金種別、口座番号、口座名義）がわかる資料のみご準備ください。</p>
Q6.振込口座の添付書類として、通帳が無い（インターネットバンキング等）場合、何を添付書類とすれば良いか。	<p>キャッシュカードやインターネットバンキングの画面等、口座情報（金融機関名・支店名、口座種別、口座番号、口座名義）がわかるものの写しをご準備ください。</p>
Q7.申請者と異なる名義の口座を振込口座としたい場合は、どうすればよいか。	<p>原則として申請者名義の口座を指定してください。</p> <p>やむを得ない事情がある場合は、お問い合わせください。</p>

4.交付決定について

質問	回答
Q1.支援金はいつ頃交付されるのか。	<p>支援金については、4月中の交付を予定しています。</p> <p>なお、行政オンラインシステムにログインすることで、審査の進行状況を確認することができます。</p> <p>※紙申請の場合、大阪市行政オンラインシステムによる申請に比べ審査に時間を要し、支援金の支給が遅れる場合があります。あらかじめご了承ください。</p>
Q2.交付決定通知は送付されるのか。	<p>審査の結果、交付の決定をしたときは、登録された口座への振り込みをもって交付決定の通知とします。（文書による通知は行いません。）</p> <p>支援金は、指定の金融機関口座に振り込みます。通帳等に表示される文字は以下のとおりです。（金融機関により、全ての文字が表示されない場合があります。）</p> <p>【シブツカコウトウシエンキン】</p>